

生産行程管理業務規程

作成日：令和3年3月5日

更新日：令和7年4月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：イバラキケンナメガタシヤマダ〒311-1704 茨城県行方市山田3282-10
名称（フリガナ）：ナメガタ行方かんしょブランド推進協議会
代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 鈴木 周也
ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類
区分に属する農林水産物等：野菜類（さつまいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ナメガタ行方かんしょ、Namegata Kansho、Namegata Sweet Potato

4 明細書の変更

行方かんしょブランド推進協議会（以下「協議会」という。）は、法第16条第1項変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、生産者に対して「行方かんしょ」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導を行う。

ア 生産者は、生産地及び品種について、「甘藷栽培管理簿」に記録し、協議会に提出する。

また、生産の方法については、協議会が指定した「さつまいも栽培基準」及び協議会が定めた「行方かんしょ出荷規格表」に基づき生産・選別し、なめがたしおさい農業協同組合（以下「JA」という。）の集荷場（以下「JA 集荷場」という。）に出荷する。

なお、生産者が、JA 集荷場を介さず直接販売する場合は、その販売記録等を保存する。

イ 協議会は、生産者が JA 集荷場に出荷した「かんしょ」について、「行方かんしょ」としての販売状況を記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協議会は、定期的に上記（1）のア及びイの手順について、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、当該生産者に対し、警告を発し、是正を求めることができる。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「行方かんしょ」及び GI マークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載の生産の方法に基づいて生産された「かんしょ」にのみ、地理的表示である「行方かんしょ」及びGI マークの使用が可能であること
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「行方かんしょ」と併せて使用すること
- (3) GI マークは、定められた規程に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示である「行方かんしょ」及び GI マークの違反使用を確認した場合、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会の規定に基づき当該生産者を除名することができる。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、前記 6 及び 8 に関して、「行方かんしょ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣へ報告する。

10 資料の保存

協議会及び生産者は、次の資料を作成日または取得の日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「行方かんしょ」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、または地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]